# 第153回 青森県都市計画審議会 議事録

令和7年2月17日(月)

日 時:令和7年2月17日(月) 午後2時00分から午後2時40分

場 所:新町キューブ3F会議室

出席者:議長 堀内 一穂

委員 藤林 吉明

委員 菅家 秀人 (代理:藤田 正人)

委員 西村 拓 (代理:大石 珠希)

委員 川﨑 博 (代理:原子 雅重)

委員 小野寺 健一 (代理:長尾 健史)

委員 山谷 清文

委員 齊藤 爾

委員 松林 義光 (代理:山口 一成)

以上9名出席

# 議事

議案第1号 野辺地都市計画道路の変更(青森県決定)について

議案第2号 東北都市計画道路の変更(青森県決定)について

議案第3号 八戸都市計画臨港地区の変更(青森県決定)について

#### 【司会】

定刻となりましたので、ただいまから、第153回青森県都市計画審議会を開会いたします。それでは最初に、お配りしている資料の確認を行います。事前に送付している資料として、①次第、②委員名簿、③委員席図、④議案書、⑤A3判横の参考資料がございます。本日、ご持参いただいていない場合は、お席までお持ちしますので事務局までお申し付け下さい。次に、本日配付した資料としまして、⑥青森県付属機関に関する条例について都市計画審議会に関する部分を抜粋した資料と、青森県都市計画審議会規則の資料を一つに綴じたもの、⑦表紙に青色文字で「第153回青森県都市計画審議会」と記載された本日スクリーンへ写す説明資料を印刷したものがございます。不足などございましたら事務局までお申し付け下さい。

続きまして、今回、第1号委員の任期満了に伴う改選および第2号委員の人事異動に伴い、委員に異動がございましたので、委員の皆様をご紹介いたします。

第1号委員は学識経験を有する皆様でございます。

弘前大学大学院 理工学研究科 准教授の堀内 一穂 様でございます。

公益社団法人 青森観光コンベンション協会の高樋 忍 様は本日欠席されております。

一般社団法人 青森県建築士会の古戸 睦子 様は本日欠席されております。 公益社団法人 青森県宅地建物取引業協会の藤林 吉明 様でございます。

八戸工業高等専門学校 産業工学システム工学科 准教授の重 浩一郎 様は本 日欠席されております。

第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の菅家 秀人 様でございます。本日は代理として、東北農政局 農村振興部 農村計画課長の藤田 正人 様が出席されております。

東北地方整備局長の西村 拓 様でございます。本日は代理として、青森河川 国道事務所長の大石 珠希 様が出席されております。

東北運輸局長の川崎 博 様でございます。本日は代理として、東北運輸局 青森運輸支局長の原子 雅重 様が出席されております。

青森県警察本部長の小野寺 健一 様でございます。本日は代理として青森 県警察本部 交通部 交通規制課 次長の長尾 健史 様が出席されておりま す。

第3号委員は市町村長を代表する方でございます。 青森県市長会会長の西 秀記 様は本日欠席されております。

第4号委員は県議会議員の方でございます。 山谷 清文 様でございます。 齊藤 爾 様でございます。

山田 知 様は本日欠席されております。

第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

青森県 町村議会議長会 会長の松林 義光 様でございます。本日は代理として青森県 町村議会議長会 事務局長の山口 一成 様が出席されております。

なお、本日の委員の皆様の出席状況についてですが、委員14名中9名のご 出席を頂いており、全委員の2分の1以上がご出席となりますので、会議が成 立していることをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事の紹介をいたします。 青森県県土整備部都市計画課長の埀井 祐司 課長です。 青森県県土整備部建築住宅課長の木村 博隆 課長です。

今回は、第1号委員の改選後初めての審議会でございますので、改めて会長を選任することとなります。配付資料の「青森県附属機関に関する条例」をご覧下さい。1ページ目に記載の条例第4条におきまして、審議会の会長は別表第2の選定方法により選任することとなっており、最終ページの別表第2において、第1号委員の学識経験を有する者として委嘱された委員から選挙することとなっております。選任にあたりまして委員の皆様から自薦他薦がございましたら挙手をお願いします。

山谷委員、お願いします。

# 【山谷委員】

事務局では案がありますでしょうか。

#### 【司会】

ただいま、山谷委員から事務局の案についてご発言がございましたが、事務 局から案がございましたらお願いします。

#### 【埀井幹事】

事務局といたしましては、第1号委員として、これまで4期8年にわたり当 審議会の審議に携わっていただいた、堀内 一穂 委員に会長をお願いしたいと 考えております。

#### 【司会】

ただいま、事務局から弘前大学大学院准教授の堀内 一穂 委員のご推薦が ありました。他に自薦他薦等はございますでしょうか。

推薦等がなければ、堀内委員に会長をお願いしたいと存じますが委員の皆様 いかがでしょうか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【司会】

ありがとうございます。各委員にご賛同いただきましたので、堀内委員に会 長をお願いしたいと存じますが、堀内委員よろしいでしょうか。

#### 【堀内委員】

承知しました。

# 【司会】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは、堀内委員に おかれましては、会長にご就任いただきましたので、大変お手数ではございま すが会長席への移動をお願いいたします。それでは、早速で大変恐縮でござい ますが、堀内会長より一言ご挨拶をお願いいたします。

### 【堀内会長】

この度青森県都市計画審議会の会長を務めさせていただきます、弘前大学大学院理工学研究科の堀内と申します。

先ほど事務局の方からご紹介いただいたように、ちょうど8年半前に当審議会の委員というものを拝命して、それから4期にわたって委員を務めさせていただきました。その間、都市計画に関すること、例えば都市計画マスタープランであるとか、都市計画道路の変更であるとか、必ずしも派手とは言えないかもしれませんが、地域にとって重要なプランを審議させていただいているというふうに考えております。

皆様におかれましても、引き続きご審議ご協力のほど、どうぞよろしくお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

#### 【司会】

ありがとうございました。続きまして、会長の職務代理者の指定を行っていただきます。青森県附属機関に関する条例をご覧下さい。2ページ目に記載の第4条第5項において、会長が欠席の場合の職務代理者を会長が指定することとなっておりますので、堀内会長より指定いただきますようお願いいたします。

#### 【堀内会長】

会長の職務代理者の指定につきましては、藤林委員にお願いしたいと思います。

#### 【司会】

藤林委員いかがでしょうか。

#### 【藤林委員】

承知しました。

#### 【司会】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。それでは議事に移ります。青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、堀内会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

# 【堀内会長】

はい。それでは規定によりまして、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。慣例によりまして、私から本日の議事録署名委員を2名指名させていただきたいと思います。藤林委員と齊藤委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

#### 【藤林委員・齊藤委員】

はい。

# 【堀内会長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号、「野辺地都市計画道路の変更 (青森県決定)」について、事務局から説明してください。

# 【事務局】

都市計画課 都市計画・景観Gの三浦と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第1号野辺地都市計画道路の変更(青森県決定)」についてご説明いたします。こちらのスクリーンに投影したスライド資料を用いてご説明いたします。お手元のスライド資料とスクリーンの内容は同じ内容となっておりますので、見やすい方をご覧ください。それでは、スライド資料の右下に付しておりますページ番号の3ページ目から説明を開始いたします。

変更内容のご説明の前に、まず都市計画道路についてお話しいたします。都市計画道路とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画法にもとづいて決定された道路のことです。目的とその効果ですが、都市計画道路として決定されることで、事前に道路のルートを示すことができます。そして、その決定された範囲には建築制限がかかるほか、事業認可を得ることで土地の収用が可能になるなど、道路の建設を円滑に行うことができるようになります。次に、この建築制限についてご説明いたします。

こちらは建築制限のイメージ図です。道路を挟んだ2本の青い点線が都市計 画道路の幅を示した線です。建築制限を受けるのは黒い実線と青い点線の間の 区域になります。この制限区域では、2階建て以下で地下を有しない建築物、かつ比較的容易に移転できる木造等の建築物でなければ基本的に建築することができないことになります。

このような都市計画道路の区域内において、建築物を建築しようとするときは、都市計画法第53条第1項の規定による市町村長の許可が必要となります。許可の基準は、先ほどの繰り返しになりますが、①2階建て以下で、かつ、地下を有しないこと。②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。この二つの要件を満たし、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められるものとなります。

続いて、今回の都市計画変更に関係する道路整備事業についてご説明いたします。下北半島縦貫道路はむつ市を起点として、横浜町、野辺地町を経由し、七戸町を結ぶ自動車専用の地域高規格道路です。そのうち野辺地七戸道路の七戸北インターチェンジ〜野辺地インターチェンジ間は令和4年1月に都市計画道路として決定した「野辺地都市計画道路1・3・1有戸鳥井平一ノ渡線」「東北都市計画道路1・5・1後平湯田平線」で構成されています。なお、野辺地都市計画道路が今回の第1号議案、東北都市計画道路が第2号議案となっております。

7ページは七戸北インターチェンジ付近の航空写真です。東側からみちのく 有料道路方面を映した写真となります。国道4号と上北自動車道の交差点部分 が七戸北インターチェンジです。野辺地七戸道路の計画では現在、信号交差点 となっている国道4号を立体交差で越えて、ジャンクションから北方向、この 写真では右へ向かっていきます。

8ページは野辺地川から南側の写真となります。写真の上方向が7ページのジャンクションにつながります。国道4号のちびき病院付近で国道4号と並行した形で新しい道路の整備が予定されています。

9ページはさらに北側、野辺地インターチェンジ付近の状況です。下北半島 縦貫道路はこの野辺地インターチェンジから横浜町吹越までが共用済みとなっ ており、現在は本線がカーブして国道 4 号に接続していますが、計画ではまっ すぐ七戸北インターチェンジ方面につながるものとなっております。

続きまして、1号議案、今回の都市計画道路の変更内容をご説明いたします。ご紹介いたしました野辺地七戸道路のうち、野辺地都市計画の1・3・1有戸鳥井平一ノ渡線です。こちらの道路は、令和4年1月に野辺地インターチェンジ付近のルートや車線数を決定済みです。今回の変更は、国土交通省が実施した道路設計の内容を踏まえ、道路を作るために必要な法面等の範囲を都市計画道路区域に追加するものとなっております。

1・3・1有戸鳥井平一ノ渡線は計画延長約7.48キロメートルの4車線で決定しております。道路幅員は23.5メートルです。なお、今回変更を行う野辺地インターチェンジから南側の一部区間は2車線となっております。

13ページは標準横断図として道路幅員と道路区域のイメージを記したものですが、中央部、23.5メートルがすでに都市計画決定されている区域で、今回の都市計画変更では両側の法面等、道路を構築するために必要な範囲を都市計画道路区域に追加する内容となっています。

こちらは今回変更する都市計画道路の計画図です。ピンク色の範囲が今回あらたに都市計画道路に追加される区域となっています。

都市計画変更の手続きについてご説明いたします。議案第1号の野辺地都市計画道路の変更につきましては、令和6年12月9日に野辺地町および東北町の会場で住民向けの原案説明会を実施しております。その後原案縦覧は12月13日から27日まで。この期間に公聴会公述の申し出が無かったため、原案公聴会は中止しております。その後、都市計画案の縦覧を令和7年1月21日から2月4日までの間に実施しております。住民から都市計画案に対する意見書の提出はありませんでした。町への意見聴取も令和7年1月21日付で実施しており、町からは意見なしの回答をいただいております。今後の予定になりますが、この審議会で異論等がないようでございましたら、3月上旬の決定告示にむけて手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第1号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【堀内会長】

ただいま説明のありました議案第1号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

# 【各委員】

異議なし。

# 【堀内会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定 することといたします。

続いて、議案第2号「東北都市計画道路の変更(青森県決定)」について、 事務局から説明してください。

#### 【事務局】

第2号議案の説明に移ります。第2号議案の3つの路線の都市計画変更についてご説明いたします。

はじめに1・5・1後平湯田平線です。スライド18ページになります。

- 1・5・1後平湯田平線は、1号議案でご説明いたしました、有戸鳥井平一ノ渡線と連続した路線の東北町側です。こちらも令和4年1月にルートや車線数を決定済みです。今回の変更は、国土交通省が実施した道路設計の内容を踏まえ、道路を作るために必要な法面等の範囲を都市計画道路区域に追加するものとなっております。
- 1・5・1後平湯田平線は計画延長約6.5キロメートルの2車線または4車線で決定しております。道路幅員は2車線区間が13.5メートル、4車線区間が21.5メートルです。七戸北インターチェンジからジャンクションの区間が4車線、そのほかは2車線となっております。

20ページは標準横断図として道路幅員と道路区域のイメージを記したものですが、中央部、13.5メートルの車道がすでに都市計画決定されている区

域で、今回の都市計画変更では両側の法面等、道路を構築するために必要な範囲を都市計画道路区域に追加する内容となっています。

21ページからは今回変更する都市計画道路の計画図です。ピンク色の範囲が今回あらたに都市計画道路に追加される区域となっています。こちら1枚目は七戸北インターチェンジ、上北自動車道と国道4号の交差部からジャンクション付近の図面です。この区間、約750メートルのみ4車線で計画されています。

計画図2枚目は、ジャンクションから北に向かっていきます。図面の下方向が北となっています。ジャンクションから北側は2車線となります。計画図3枚目です。計画図4枚目です。計画図5枚目です。計画図6枚目、こちらの終点で議案第1号の有戸鳥井平一ノ渡線に接続します。

1・3・1上北天間林線は、供用済みの上北自動車道の天間林道路になります。こちらは平成17年3月にルートや道路幅を決定済みです。今回の変更は、野辺地七戸道路と接続する国道4号部分が立体交差となることから、国土交通省が実施した道路設計の内容を踏まえ、道路を作るために必要な法面等の範囲を都市計画道路区域に追加または削除するものとなっております。また、こちらの路線は平成17年の都市計画決定後の町村合併により、地名が変更と

続きまして、東北都市計画道路の2路線目1・3・1上北天間林線です。

1・3・1上北天間林線は計画延長約17.67キロメートルの4車線で決定しております。道路幅員は23.5メートルです。

なったことから、現在の地名で修正を行います。

- 30ページは標準横断図として道路幅員と道路区域のイメージを記したものですが、中央部、23.5メートルの車道がすでに都市計画決定されている区域で、今回の都市計画変更では両側の法面等、道路を構築するために必要な範囲を見直し、都市計画道路区域を変更する内容となっています。
- 31ページは今回変更する都市計画道路の計画図です。ピンク色の範囲が今回あらたに都市計画道路に追加される区域、黄色は従来の都市計画道路から除外する区域となっています。区域の変更箇所は七戸北インターチェンジ、上北自動車道と国道4号の交差部から付近を立体交差構造とするため、事業者である国土交通省が道路設計を行った結果を反映し、必要な都市計画道路区域の見直しを行ったものとなっております。

こちらは七戸北インターチェンジ付近の航空写真です。国道 4 号付近の都市 計画道路区域を見直すものです。

続きまして、東北都市計画道路の3路線目1・5・2柳平線です。

- 1・5・2柳平線は、野辺地七戸道路のジャンクションからみちのく有料道路方面へ接続する自動車専用道路で、一般県道後平青森線のバイパスとして青森県が整備する道路です。こちらも令和4年1月にルートや車線数を決定済みです。今回の変更は、青森県が実施した道路設計の内容を踏まえ、道路を作るために必要な法面等の範囲を都市計画道路区域に追加するものとなっております。
- 1・5・2柳平線は計画延長約1.6キロメートルの2車線で決定しております。道路幅員は13.5メートルです。
- 36ページは標準横断図として道路幅員と道路区域のイメージを記したものですが、中央部、13.5メートルの車道がすでに都市計画決定されている区域で、今回の都市計画変更では両側の法面等、道路を構築するために必要な範囲を都市計画道路区域に追加する内容となっています。
- 37ページは今回変更する都市計画道路の計画図です。ピンク色の範囲が今回あらたに都市計画道路に追加される区域となっています。道路法面等で整備に必要な範囲を都市計画道路区域に追加するものとなっております。

都市計画変更の手続きについてご説明いたします。議案第2号の東北都市計画道路の変更につきましては、令和6年12月9日に東北町および七戸町の会場で住民向けの原案説明会を実施しております。その後の流れは議案第1号と同様ですので説明を割愛させていただきます。今後の予定になりますが、この審議会で異論等がないようでございましたら、3月上旬の決定告示にむけて手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第2号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【堀内会長】

ただいま説明のありました議案第2号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。議案第2号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

# 【各委員】

異議なし。

# 【堀内会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第2号については原案どおり決定 することといたします。

続いて、議案第3号「八戸都市計画臨港地区の変更(青森県決定)」について、事務局から説明してください。

#### 【事務局】

第3号議案の説明に移ります。変更内容のご説明の前に、まず臨港地区についてお話しいたします。都市計画法の臨港地区とは、港湾を管理運営するために定める地区のことで、港湾施設のほか、工場等港湾を管理運営する上で必要な施設が立地する地域です。都市計画法によると、港湾管理者が申し出た案に基づいて定めるものとされています。また、港湾法の規定では、都市計画区域外の臨港地区は港湾管理者が定めることができるとされています。今回の地区は都市計画区域内のため、都市計画法の臨港地区とする必要があります。

41ページは総括図です。場所は、八戸市豊洲の一部、ポートアイランドに渡るシーガルブリッジのたもとになります。緑色の枠内が現在の臨港地区となっております。なお、右上の表で面積増減がプラスマイナスゼロとされているのは、都市計画決定の表記がヘクタール単位で四捨五入をおこなっているため、実際は約0.3ヘクタールの増加ですが、このような表記となっているものです。

こちらは、さらに詳細な計画図です。シーガルブリッジの陸地側が埋め立て地となっており、約0.3~クタールを臨港地区に追加するものとなっております。

こちらは、現行の八戸港港湾計画になります。今回追加する0.3~クタールの土地は、臨港道路として使用することが港湾計画図で示されております。

こちらは、左側の写真が現在のシーガルブリッジと今回臨港地区に追加する 区域の状況です。公有水面を埋め立て生じた土地を臨港道路として使用してい るのがわかります。こちらの土地は港湾管理者の埋め立て工事が令和5年度に 完成し、八戸市が令和6年7月に八戸市豊洲地区に編入したことから、自動的 に都市計画区域となっています。同じく令和6年7月に、港湾管理者から臨港 地区変更案の申し出があったため、都市計画法の臨港地区の変更を行うことに なったものです。

都市計画変更の手続きについてご説明いたします。議案第3号の八戸都市計画路地区の変更につきましては、令和6年12月23日に八戸市の会場で住民向けの原案説明会を実施しております。その後原案縦覧は令和6年12月24日から令和7年1月15日まで。この期間に公聴会公述の申し出が無かったため、原案公聴会は中止しております。その後、都市計画案の縦覧を令和7年1月28日から2月10日までの間に実施しております。住民から都市計画案に対する意見書の提出はありませんでした。市への意見聴取は令和7年1月20日付で実施しており、市からは意見なしの回答をいただいております。今後の予定になりますが、この審議会で異論等がないようでございましたら、3月上旬の決定告示にむけて手続きを進めたいと考えております。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 【堀内会長】

ただいま説明のありました議案第3号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

ご質問、ご意見等が無いようですので、お諮りいたします。議案第3号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

#### 【各委員】

異議なし。

#### 【堀内会長】

それでは、ご異議ないようですので、議案第3号については原案どおり決定 することといたします。 これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、青森県知事に対し、審議結果について原案のとおり議決された旨を答申することといたします。

それでは、進行を司会にお返しいたします。

# 【司会】

堀内会長、ありがとうございました。皆様方には、ご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

ここで、事務局より1点連絡させていただきます。県では今年度より青森県都市計画マスタープランの改訂作業に着手しました。青森県都市計画マスタープランとは、おおむね20年後の都市の将来像を描き、都市計画の方向性を示しているものです。県ホームページでも公開されております。今年度、来年度に改定作業を行い、令和8年に公表するよう準備を進めているところです。改定作業にあたっては、検討委員会を設置し、都市計画・環境・地理・都市社会学・交通計画・農業土木などの有識者の皆様にご協力いただきながら作業を進めております。また、県内6圏域において、各市町村の自治体職員を対象にミーティングを開催し、市町村の声をマスタープランに反映させております。次回の本審議会の場において、マスタープランの改訂状況等についてご報告できればと考えております。以上、1点ご連絡でした。

それでは、これを持ちまして、第153回青森県都市計画審議会を閉会いた します。

本日はありがとうございました。

以上